

教育委員会議資料

平成30年7月24日

陳情第1号

ICタグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産上の手続きに係る要望について

東急セキュリティ（株）とPTAが独自契約している見守りメール導入校

対象校（平成30年3月末現在 教育環境整備推進室で把握）

計 23校

平成26年度	新城小学校、片平小学校、宮内小学校、平間小学校
平成27年度	東柿生小学校
平成28年度	南河原小学校、古川小学校、東小倉小学校、古市場小学校、日吉小学校、西丸子小学校、王禅寺中央小学校、柿生小学校
平成29年度	東小田小学校、戸手小学校、井田小学校、下河原小学校、木月小学校、久本小学校、西梶ヶ谷小学校、宮崎小学校、稗原小学校、南生田小学校

(写)

29川教環第4660号
平成30年3月28日

各小学校長 様

教育委員会事務局教育環境整備推進室
施設マネジメント担当課長

ICタグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産管理上の手続きについて（通知）

日頃から学校施設管理について格別の御配慮と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、標記メール配信システムについて、近時、本市立小学校の一部において、PTA等が民間事業者とサービス協定等を締結のうえ、トリガーコイルと呼ばれる自動読み取りアンテナ機器等を登下校校門等に設置許可手続きを経ることなく変更を加え、埋設し、学校の電力を使用している例が散見されています。

本サービスの利用にかかる機器等の設置については、

- ① 通過メール配信サービスについては、初期登録料、年間利用料を支払っている利用者のみがICタグを貸与され利用できる有償のオプションサービスであること
- ② 教育委員会との契約等に基づいて設置されているものではないが、PTAが導入し、学校長の了解のもとに設置されていること

以上の理由からPTA活動の一環として一定の公益性も認めたいと、平成30年4月1日以降、次のとおり教育財産管理上の手続きが必要となりますので、御対応いただきますようお願いいたします。

手続き

- (1) 設置をしているPTA代表者に、別添の設置届様式に必要事項を記入し、設置場所を記した配置図を添付のうえ、押印のうえ提出させてください。
(※ 記載例を添付しますので、参考にしてください。)
- (2) 土地使用料については、PTAが学校長の了解のもと設置している場合には原則免除としますが、機器にかかる電気使用量については、上記①の理由から、利用の公平性に鑑み、受益者負担とし、各年度末に教育委員会が定める電気料相当額約5,000円から6,000円程度をPTAに対し請求するものとします。
- (3) 学校長は(1)の申請書に、施設管理上支障がないことを確認のうえ、施設管理者印を押印してください。

(4) 当該設備の設置に関し、設置箇所の変更や追加、廃止等があった場合は、別途所管まで届出をお願いいたします。

上記書類1部を必要資料を添えて、平成30年4月20日(金)までに、教育委員会教育環境整備推進室管理担当あてご提出ください。よろしくお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局
教育環境整備推進室 管理担当 柴原
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地
電話番号 044(200)3270
E-MAIL 88seibi@city.kawasaki.jp

学校施設にかかる設備等設置届

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

(申請者) 住所

氏名

印

(連絡先)

_____ () _____

下記のとおり学校内に設備・機器を設置しましたので、届出いたします。

教育財産の名称	
所在地	
設置する設備等の種類	
使用する部分の面積	
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
備考	

(学校長同意欄)

上記については、教育上及び施設管理上支障ありません。

但し、設置期間中に教育上及び施設管理上支障がある場合これを撤去させます。

平成 年 月 日

学 校 名 川崎市立 _____ 小学校 校長

教育機関の長名 _____ 印

関係法令（抜粋）

○地方自治法

（昭和22年4月17日法律第67号）

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

○川崎市教育財産管理規則

（昭和45年4月4日教委規則第9号）

（光熱水費等の負担）

第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

○川崎市財産規則

（昭和39年4月1日規則第33号）

（施行の細則）

第66条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○行政財産の目的外使用許可取扱要領

（平成6年9月9日付 6川企管第261号）

（趣旨）

第1条 この要領は、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号。以下「財産規則」という。）

第66条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可条件）

第7条 使用許可をする場合は、次の条件を付さなければならない。ただし、条件を付すことが適当でないときその他条件を付さないことについて特段の事情があるときは、その範囲で条件を付さないことができる。

(12) 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。

（光熱水費等の負担）

第8条 光熱水費等を使用者に負担させる場合は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付26川財運第717号）に基づき徴収するものとする。

関係法令（抜粋）

○川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則

（昭和 44 年 5 月 27 日教委規則第 5 号）

（寄附の取扱い）

第 2 条 校長は、寄附が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを取り扱ってはならない。

- （1） 寄附金（これに相当する物品等を含む。）が割り当てられたものであるとき。
- （2） 寄附金の集金が児童生徒を使用してなされたとき。
- （3） 募金関係者が出向いて集金したものであるとき（ただし、寄附者の要請があったときを除く。）。
- （4） その他強制的に徴収されたと認められるものであるとき。

○地方財政法

（昭和 23 年 7 月 7 日号外法律第 109 号）

（割当的寄附金等の禁止）

第 4 条の 5 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成 27 年 1 月 19 日付 26 川財運第 717 号)

この算定基準は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項又は同法第 238 条の 5 第 1 項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

(2) 子メーターがない場合

市が支払う月額使用料×使用許可面積／建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料自動販売機に係る電気料については、飲料自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料自動販売機 1 台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の 4 月 1 日時点（年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点）の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)
1 - 100	700	8,400	1,001 - 1,100	3,100	37,200
101 - 200	900	10,800	1,101 - 1,200	3,400	40,800
201 - 300	1,200	14,400	1,201 - 1,300	3,700	44,400
301 - 400	1,400	16,800	1,301 - 1,400	4,000	48,000
401 - 500	1,600	19,200	1,401 - 1,500	4,400	52,800
501 - 600	1,900	22,800	1,501 - 1,600	4,700	56,400
601 - 700	2,100	25,200	1,601 - 1,700	5,000	60,000
701 - 800	2,300	27,600	1,701 - 1,800	5,300	63,600
801 - 900	2,600	31,200	1,801 - 1,900	5,600	67,200
901 - 1,000	2,800	33,600	1,901 - 2,000	5,900	70,800

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前 1 及び 2 によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

1 この算定基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

電気使用量計算例（平成 29 年度新城小学校の計算例）

平成 29 年度年間使用量 170,075KW/h -①
 年間電気料金 3,418,166 円 -②

使用機器定格消費電力（業者より資料提供）

使用機器	電力
リーダー・トリガー	16.8W
BOX 内 PC	8.5W
通信モデム	6.5W
合計	31.8W
⇒ KW/h	0.0318KW/h

→機器の年間電気使用量 $0.0318\text{KW/h} \times 24 \text{時間} \times 365 \text{日} = \boxed{278.568\text{KW/h}}$ -③

■ 機器の年間電気料金算出 ② × (③ ÷ ①)

3,418,166 円 ② × (278.566KW/h ③ ÷ 170,075KW/h ①)

学校の 年間電気料金

機器の 年間電気使用量

学校の 年間電気使用量

= 5,598 円（1 円未満切捨て）